

國學院大學學術情報リポジトリ

イギリスにおける同性愛者差別の撤廃とシヴィル・パートナーシップ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001117

〔研究ノート〕

イギリスにおける同性愛者差別の撤廃と シヴィル・パートナーシップ

捧 剛

0. はじめに
1. 同性愛者に対する差別的扱いの撤廃
 - 1.1 公立学校における同性愛奨励の禁止撤廃
 - 1.2 性交同意最低年齢の統一
2. シヴィル・パートナーシップ制度
 - 2.1 背 景
 - 2.2 成立の経緯
 - 2.3 制度の概要
 - 2.3.1 実質的要件
 - 2.3.2 形式的要件および手続き
 - 2.3.3 効果
 - 2.3.4 親権および養子
 - 2.3.5 CP の解消
 - 2.3.6 CP 登録の無効および取り消し
3. その後の展開
 - 3.1 CP 登録件数の推移
 - 3.2 宗教施設利用禁止の撤廃
4. おわりに

0. はじめに

2008年度まで4年間にわたり、法科大学院において英米法の講義を担当し、その準備のため、本来の研究テーマからは離れて、今日のイギリス法を集中的に調査する機会を得た。その際に収集した情報をアップデートし、公にすることにもなにかしらの意味があるであろう（本来のテーマに関する研究が遅々として進まないことのエクスキューズも含め）と考えたので、何回かに分け、研究ノートとして國學院法学に掲載することとした。

第1回として、Tony Blair および Gordon Brown を首相とする労働党政権下における同性愛者の権利保護立法の展開について、シヴィル・パートナーシップ (civil partnership。以下、CP と略する) 制度の新設を中心に概観することとした⁽¹⁾。

1. 同性愛者に対する差別的扱いの撤廃

1997年に労働党の Blair が政権をとって以降、イギリス政府は、2004年シヴィル・パートナーシップ法 (Civil Partnership Act 2004、以下、2004年法と略する。なお、本文中の () 内に示した条文は、すべて2004年法のそれである) の制定により CP 制度を創設する以前にも、地方参事会 (council) を対象とした公立学校における同性愛奨励の禁止を廃止し、また、同性間の性交の同意最低年齢を異性間のそれと同一にするなど、差別的取り扱いを廃止する制定法を成立させ、同性愛者の権利保護に向けた政策を実現させている⁽³⁾。まずは、それらを簡単にみていくことにする。

1.1 公立学校における同性愛奨励禁止の撤廃

1980年代、Thatcher 保守党政権は、多数の労働党参事を擁する地方の参事会に手を焼いており、参事会対策の一環として1986年地方公共団体法 (Local Government Act 1986)⁽⁴⁾ を制定したが、その第2条第(1)項は、地方

の公的機関が特定政党を公的に支持しているかのようにみられるような資料等の公表を禁じることを定めていた。さらに同政権は、革新的な参事会が学校において同性愛を奨励し、エイズの蔓延をもたらしたとし、1988年地方公共団体系法 (Local Government Act 1988)⁽⁵⁾ を成立させ、その第28条により、子どもの保護を目的として「意図的に同性愛を奨励し、または同性愛を奨励する意図をもって資料等を公表すること、および公立学校において擬似的な家族関係として同性愛が受容可能であると教えるよう推奨することを禁止」する第2A条を1986年地方公共団体系法に付加した。⁽⁶⁾

結局、1986年地方公共団体系法第2A条は、一度としてその違反者が処罰されることもなく、Blair 政権のもとで成立した2003年地方公共団体系法 (Local Government Act 2003)⁽⁷⁾ 第122条によって廃止されたが、そこに至る過程は決して平坦なものではなかった。そもそも Blair 政権は、同条がヨーロッパ人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) に抵触するおそれがきわめて高く、また、「直接には」学校に適用されるものではないにもかかわらず、教員の間に混乱を生じさせ、同性愛者に対するいじめに対処する妨げとなっているとして⁽⁸⁾、同条の廃止を2000年地方公共団体系法 (Local Government Act 2000)⁽⁹⁾ で実現することを目指していた。しかし、特に貴族院において、保守党議員らによる激しい反対に直面し、最終的に「第2A条の定める禁止は、いかなる形態のいじめであれ、教員がそれに対処するための措置を講じることを妨げるものではない」とする規定をおく法案修正⁽¹¹⁾が貴族院において可決 (210対165)⁽¹²⁾ されたことにより、同法による第2A条の廃止を断念せざるを得なかった。

2000年地方公共団体系法による第2A条の廃止に失敗した Blair 政権は、2003年地方公共団体系法案に、再度、同条の廃止を盛り込んだ。同法案の審議の過程においても、貴族院では同条の廃止に対する根強い反対がみられたが、2000年の段階で反対の急先鋒であった Baroness Young が2002年に世を去っていたことなどから、かつてほどの勢いはなく、Baroness Blatch が提案した、「第2A条を廃止するならば、教育的に受け容れがたい教材等から

子どもを保護するため、学校における性教育の内容について親に決定権を認めるべきである」とする旨の修正動議は、130対180で否決された⁽¹³⁾。また、庶民院においても、第2A条を廃止する規定（法案第119条）を2003年地方公共団体法案から削除する修正案が提出されたが、一部の保守党議員（23名）も反対に回ったことから、同修正案は大差をもって（77対368）で否決され⁽¹⁵⁾、第2A条はついに廃止されるに至った⁽¹⁶⁾。

ちなみに、現イギリス首相の David Cameron は、2003年地方公共団体法の審議の際に、第2A条の廃止に反対の票を投じていたことなど、同性愛者の権利保護に消極的であったことを認めているが、2009年6月1日に、1988年地方公共団体法第28条は、同性愛者を侮蔑する誤った政策であったとして謝罪をしている。これについては、2010年5月の総選挙を前にしたポーズであるとの評価もあったが、「歴史的」なできごとではあるだろう⁽¹⁸⁾。

1.2 性交同意最低年齢の統一

イギリスにおいては、異性間でなされる「通常の」性交の同意最低年齢は、1885年刑事法改正法（Criminal Law Amendment Act 1885）によって、それまでの13歳から16歳に引き上げられた⁽¹⁹⁾。一方、男性間の性交を含む「異常性交（buggery）」は、Henry 8世の治世に制定された1553年異常性交禁止法（Buggery Act 1553）以降、1861年人身に対する犯罪に関する法律（Offences Against The Person Act 1861）第61条によって最高刑が終身刑とされるまで、死刑が適用される可能性すらある重罪とされてきた。1957年の Wolfenden 委員会による勧告を受け制定された1967年性犯罪法（Sexual Offences Act 1967）によって、私的な同性愛行為（homosexual act）は合法とされたが、それは21歳（当時の成人年齢）以上の者の間における場合に限られていた。したがって、この時点では、異性間の性交と男性間のそれとでは、法律上の同意最低年齢に5歳の開きがあったことになる。その後、1994年に、1994年刑事司法および公共の秩序に関する法律（Criminal Justice and Public Order Act 1994）⁽²⁴⁾ が審議される過程において、保守党の庶民

院議員である Edwina Currie により、男性間の性交の同意最低年齢を16歳に引き下げる旨の提案がなされた⁽²⁵⁾。当時の影の内務大臣であった Tony Blair を含む多くの労働党議員が賛成したものの、修正案は、280対307で否決され⁽²⁶⁾、その後直ちに、同意最低年齢を18歳に引き下げるとする Anthony Durant による修正案の賛否がはかられ、こちらは427対162の賛成多数をもって認められた⁽²⁷⁾。貴族院においては、同意最低年齢を21歳に戻す修正案と16歳に引き下げる修正案の双方が提出されたが、いずれも否決され⁽²⁸⁾、結局、1994年刑事司法および公共の秩序に関する法律は、1994年11月3日に成立し、同意最低年齢は18歳に引き下げられることになった⁽²⁹⁾。

最終的に、男性間の性交の同意最低年齢を16歳に引き下げ、異性間の性交のそれと等しくした制定法は、2000年性犯罪（改正）法（Sexual offences (Amendment) Act 2000⁽³⁰⁾）であるが、その成立までの道程は、2003年地方公共団体法よりもさらに厳しいものであった。そもそもの発端は、1994年6月8日にイギリス人男性 Euan Sutherland が、イギリス政府を相手取り、男性間の性交の同意最低年齢が異性間のそれと異なるのは、私生活および家庭生活の尊重を規定するヨーロッパ人権条約第8条および差別の禁止を規定する同条約第14条に反するとの訴えをヨーロッパ人権委員会（European Commission of Human Rights. 以下、人権委員会と略する）に提起したことにある⁽³¹⁾。1997年7月1日、人権委員会は、14対4の多数で、異性間の性交に関する同意最低年齢よりも同性間の同意最低年齢を高く設定することには、客観的かつ合理的な根拠はなく、ヨーロッパ人権条約第8条および第14条に反するとの判断を下し⁽³²⁾、1997年9月15日に、事件をヨーロッパ人権裁判所（European Court of Human Rights. 以下 ECHR と略する）に付託した。しかし、同年の10月13日に、申請人 Sutherland と Blair 政権となったイギリス政府は、政府が1998年の夏までに男性間の性交の同意最低年齢を16歳に引き下げる法案を成立させるつもりであることを理由とする裁判延期の申請を ECHR に共同で提出し、それを受けた ECHR も、1998年9月21日までの延期を認めた。そこで、イギリス政府は、1998年犯罪および公共道徳

違反法案 (Crime and Disorder Bill 1998) の審議過程において、同性間の性交の同意最低年齢を18歳から16歳に引き下げる新規の条項を追加する修正動議を提出した。⁽³³⁾しかし、当該修正は、庶民院では336対129の多数で可決された⁽³⁴⁾ものの、貴族院においては、122対290の反対多数で否決された⁽³⁵⁾のである。最終的に、裁判の延期はイギリス議会の1999-2000年会期末まで認められ、⁽³⁶⁾その間、イギリス政府は、同意最低年齢を引き下げる制定法の成立に向け、努力を続けることになる。まず、1998-1999年度会期には、同性間の性交の同意最低年齢を引き下げる規定を含む1999年性犯罪 (改正) 法案が庶民院に提出された。同法案は、1999年3月1日に、庶民院において、281対82の大差をもって可決されたが、⁽³⁷⁾貴族院においては、同法案の第2読会終了を当該会期末まで延期するという動議が222対146で可決され、法案棚上げという形で、再び否決されるに至った。⁽³⁸⁾続く1999-2000年度会期に、全く同じ法案が庶民院に提出され、庶民院も、2000年2月に再度これを可決 (317対117) し、⁽³⁹⁾貴族院に送った。貴族院は、4月に法案の第2読会を終了させたが、⁽⁴⁰⁾委員会審議の段階で、Baroness Young から、同性愛行為 (homosexual act) と肛門性交 (buggery) を区別し、猥褻行為 (gross indecency) については16歳を、そして、肛門性交については18歳を同意最低年齢とする修正動議が提出され、⁽⁴²⁾貴族院は、これを205対144の多数で可決した。⁽⁴³⁾政府は、この修正が付される前の内容のまま法案を成立させるために、1911年および1949年議会法 (Parliament Act 1911 & Parliament Act ⁽⁴⁴⁾1949) に基づいて、貴族院の同意のないまま同法案を裁可 (royal assent) のために国王に送った。⁽⁴⁵⁾こうして、2000年11月30日に国王の裁可を得た2000年性犯罪 (改正) 法は、1911年議会法が成立して以降、貴族院の同意なしに成立した6つ目の制定法となった。⁽⁴⁶⁾なお、Sutherland による申請は、2001年3月27日に、正式に審理の打ち切りが決定されている。

2. シヴィル・パートナーシップ制度

2.1 背 景

これまでみてきたように個人としての同性愛者の権利保護が進展する中で、同性愛のカップルの法的地位の確立を求める声が上がってくることは、当然といえば当然であったし、部分的にはあれ、それを認める判決も現れていた。たとえば、ある賃借人と18年間同居し、さらに、その賃借人が卒中で倒れた後、死亡するまでの8年にわたり介護を続けてきた同性のパートナーに対して、1977年住宅賃貸法 (Rent Act 1977)⁽⁴⁷⁾ および1988年住居法 (Housing Act 1988)⁽⁴⁸⁾ に基づく賃借権の相続を認めるか否かが争われた Fitzpatrick 対 Sterling 住宅供給会社事件において、貴族院は、家族という関係は、その必須の特徴として、相互依存性、生活の共有、いたわりおよび愛情、ならびに思いやりおよび扶助を具備している必要があるとした上で、同性のパートナーも、1977年住宅賃貸法別表1第3条の目的のために、原賃借人の家族の一員となる資格を有しているとした。そして、「同性愛のパートナーが賃借人の家族の一員としての資格を有し得るのであれば、上告人が実際にその資格を有していることに争いはない。彼と原賃借人は、原賃借人の死亡まで長年にわたって、揺るぎない同性愛関係において生活を共にしていた。彼らは、緊密で、愛し合い、かつ1対1の同性愛関係を享受していた……上告人は、1977年住宅賃貸法別表1第3条 [の規定する家族の一員] に該当する⁽⁵⁰⁾」とし、相続を認めたのである。ただ、「原賃借人の生存する配偶者とは、原賃借人が死亡した時点で彼または彼女と婚姻関係にあった者をいう。[1988年住居法別表4]第2条第(2)項は、婚姻関係にはないものの、夫および妻としてふるまってきた者が含まれるよう、この概念を拡大した。婚姻、配偶者、夫および妻という語は、みな、男性と女性の間、すなわち異性間の関係を含意する用語である。夫は男性であり、妻は女性である。このような意味において、それらの語は、性限定的な語なのである」とし、同性愛パートナーを「配偶者」とすることはできないとも判示している⁽⁵¹⁾。

この他、2001年3月には、犯罪被害者救済制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme) が変更され、犯罪に遭ったパートナーの死について、それに先立つ2年間を同居していた同性の同棲者にも、異性の同棲者と同じ権利を認めるといった改革が行われている。⁽⁵²⁾

しかし、Fitzpatrick 対 Sterling 住宅供給会社事件における貴族院判決は、あくまでも、1977年住宅賃貸法および1988年住居法の目的の範囲において、同性のパートナーに家族の一員としての地位を認めたに過ぎず、また、犯罪被害者救済制度もその制度の枠内で一定の権利を認めたに過ぎないのであって、同性のカップルに普遍的な地位が認められたわけではない。そればかりか、実際のところ、この種の問題は、同性のカップルに限定されるものではなかった。というのも、イギリスにおいては、異性のカップルであっても、長く生活を共にしていながら婚姻関係にない、いわゆる同棲者 (cohabitant) については、同性のカップル同様、ほとんど法的保護が存していなかったからである。さらに、社会的に認知された問題に対してだけ、アド・ホックな改革を重ねてきた結果、同棲関係についての法は、複雑で、恣意的で、かつ不確実なものとなっていた。そして、その一方で、婚姻から得られる経済的な利益が知覚しがたいこと、「コモン・ロー婚 (common law marriage)」というある種のアーバン・レジェンドが存在し、事実に反するにもかかわらず、同棲関係に法的な地位が認められているかのように広く信じられていたことなどから、同棲者の数は確実に増加していたのである。⁽⁵³⁾ なお、2000年代の最初の頃は、必ずしも同性愛者が社会的に、または法的に認められていたわけではないので、同棲者の中にどれほどの同性カップルが存在するかを正確に把握するのは困難であるが、2001年の人口動態調査に基づいて、全同棲者の約0.2%が同性カップルであると推測されていた。⁽⁵⁴⁾

このような状況下において、イギリス議会の2001-2002年度会期では、同棲関係に関する法の改正を目的とした2つの議員提出法案 (private member's bill) が、それぞれ庶民院と貴族院に提出された。すなわち、労働党議員である Jane Griffith 提案の同棲関係 (民事登録) 法案 (Relation-

ships (Civil Registration) Bill) および自由民主党貴族院議員 Lord Lester⁽⁵⁵⁾ によるシヴィル・パートナーシップ法案⁽⁵⁶⁾である。どちらの法案も、新たにパートナー登録制度を設け、異性であると同姓であることを問わず、登録した同棲者に対して一定の法的地位を認めることを内容としていた。政府は、どちらの法案に対しても関心を寄せたが、財政面等からする制度の実現可能性の評価がなされていないうちの支持は見送られた。結局、同棲関係（民事登録）法案は、いわゆる“ten minute rule”に則って提出されたこともあり、法案提出自体は認められたものの、第 2 読会の審議途中で時間が尽き、5 月 10 日に審議が延期されはしたが⁽⁵⁷⁾、再開されることはなかった。また、シヴィル・パートナーシップ法案については、2002 年 2 月 11 日に、提出者である Lord Lester がこれ以上審議を継続する意思がないことを述べることで審議が終了したが、その背景には、自らの提起した問題について政府が省庁の垣根を越えて検討していることがあった⁽⁵⁸⁾。

2002 年 7 月には、ロー・ソサイエティ (Law Society) が『同棲関係—明確な法制度のための提言』(Cohabitation : The case for clear law, proposals for reform) を公にして、パッチワークのような同棲関係に関する法の問題点と婚姻関係にないカップルの現状を指摘した上で、法制度改革に向けた提案を行っている。その中で、ロー・ソサイエティは、正式な婚姻はしなかったもののパートナーである男性と 19 年間生活を共にし、2 人の子どもを育て、家事を担ってきた女性に対して、男性名義の家屋について、なんら権利を認めず、「その不公正さは、裁判所がコントロールできる問題ではなく、「議会が〔解決すべき〕問題である」とした、1983 年の Burns 対 Burns 事件における控訴院判決を引き、20 年を経た現在も、法はなんら変更されていないと指摘する⁽⁶⁰⁾。そのような問題認識に基づいて示されたロー・ソサイエティの法制度改革案は、前述の 2 つの議員提出法案とは 1 点において大きく異なっていた。すなわち、2 年以上継続して生活を共にしているカップルについては、異性であると同姓であることを問わず、関係が終了した際に、またはパートナーが死亡した際に、パートナーの一方が経済的不利益を被らない

よう、一定の権利を認めるべきであると勧告した上で、同性のカップルのために独自の登録制度を設け、その制度のもとで登録したカップルには、婚姻と同等の法的権利および義務を認めるべきとしたのである。⁽⁶²⁾

さらに、イギリス国外に目を向ければ、EU加盟国の中だけでも、すでに8カ国が2004年の段階でなんらかのCP制度を導入していた。すなわち、デンマークが最も早い1989年に、次いでスウェーデンが1994年に、ドイツおよびフィンランドが2001年に同性間にも認められるパートナー登録制度を導入し、オランダおよびベルギーが1998年、フランスが1999年、ポルトガルが2001年に、異性間および同性間のいずれに対しても認められるパートナー登録制度を導入していたのである。さらに、オランダとベルギーについては、それぞれ2001年と2002年に同性婚制度をも導入していた。⁽⁶³⁾

2.2 成立の経緯

2003年6月30日、イギリス政府は、コンサルテーション・ペーパー『シヴィル・パートナーシップ：同性カップルの法的地位承認のための枠組み』(Civil Partnership : a framework for the legal recognition of same-sex couples) を公表し、3箇月にわたって、CP制度に関する意見を広く募った。その序文において、シヴィル・パートナーシップ制度導入において主導的役割を担った地域・産業大臣 (Minister of State for Industry and the Regions) および女性・平等副大臣である Jacqui Smith は、同性のカップルが法的にも、社会生活においても承認されていない事実を指摘し、「受け容れがたいことである」と述べている。⁽⁶⁴⁾ この政府の働きかけに対して、イギリス国教会の大主教協議会 (Archbishops' Council) からのものを含む3,167の回答が寄せられ、政府がそれらを参考に法案の作成を進めた結果、2003年11月26日の議会の開会勅語 (Queen's Speech) に、同会期中におけるシヴィル・パートナーシップ法案の提出が盛り込まれるに至った。そして、翌年の3月30日に、同法案が貴族院に提出されたのである。

労働党、保守党および自由民主党の主要3党が、この法案については自由

投票とすることを決めており、保守党党首の Michael Howard も支持を表明していたことから、法案の可決は容易に思われたが⁽⁶⁵⁾、実際には、貴族院が再び前に立ち上がる事となった。貴族院では Baroness O'Cathain および Lord Tebbit が中心となって、同性のカップルに様々な権利を認めながら、同居し、かつお互いの世話をしている兄弟や親子を保護の対象に含めないのは差別的であるとして、CP 制度の適用対象の拡大を求めた。内務副大臣 Baroness Scotland らが、それでは法案の目的が著しく損なわれてしまうとして、それに反対したが、結局、委員会審議報告の際に、Baroness O'Cathain によって提出された修正動議が⁽⁶⁶⁾148対130可決され⁽⁶⁷⁾、同性であると異性であることを問わず、30歳以上であり、かつ12年間生活を共にしてきた近親者も CP 登録できるよう、法案が修正された。

政府の基本的な考え方は、ロー・ソサイエティの提案同様、一口に長きにわたって生活を共にしている者といってもその関係は多様であるので、その関係に応じて適切な制度を設けるべきであるとするものであり、また、2001-2002年度会期に提出された2つの議員提出法案審議の経験から、異性のカップルに CP 登録を認めることによって、CP が正規の婚姻制度を侵蝕するものであるという批判が出ることを避けたいというものであった⁽⁶⁸⁾。したがって、貴族院によって法案に付された修正を認めるわけにはいかず、Baroness Scotland は、法案の根幹が変更されてしまったこと、その結果、法案提出前に広く実施した協議が無に帰してしまったこと、また、貴族院において審議されている修正案の多くは CP が同性間のものであることを前提としていることから、政府としては、これ以上貴族院において法案の修正審議を続けることはできないとし、さらに、庶民院において今回の修正の削除を目指すことを表明した⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾。

庶民院での状況はこれまでとは異なっていた。この時の保守党の党首 Michael Howard は、2000年性犯罪（改正）法および2003年地方公共団体法のいずれにも反対していたが、2003年11月に党首になって以降、保守党全体が反同性愛であるわけではないことを示そうと努めていたことなどから、保守

党議員の3分の2は、貴族院による修正には反対に回るだろうと予想されていた⁽⁷¹⁾。事実、11月9日に採決にかけられた法案修正は、74対381で否決され⁽⁷²⁾、第2読会終了直後に可決された議事進行動議に基づいて、同日のうちになされた法案自体についての採決でも、389対47の賛成多数で可決された⁽⁷³⁾のである。この結果を受け、11月17日に貴族院は、再度、法案修正について審議し、136対251で前回の修正は否決されるに至った⁽⁷⁴⁾。これにより、2004年シヴィル・パートナーシップ法は、政府の当初の方針通り、同性のカップルにのみ適用される登録制度を新設する制定法として成立した。

2.3 制度の概要

それでは、次に、CP 制度の内容を婚姻制度と比較しながら概観することにする。

2.3.1 実質的要件

1973年婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act 1973) 第11条の規定によれば、婚姻成立の実質的要件は、次の4点である。すなわち、

- ① 一定の親等にある近親間でないこと
- ② 両当事者ともに16歳以上であること
- ③ 重婚でないこと
- ④ 異性間であること

である。一方、CP 成立の実質的要件は、

- ① 一定の親等にある近親間でないこと
- ② 両当事者ともに16歳以上であること
- ③ 当事者の一方もしくは双方がすでに婚姻をしていない、または CP 登録をしていないこと
- ④ 同性間であること

である (第3条)。

婚姻が許されない近親は、1975年児童保護法 (Children Act 1975)⁽⁷⁵⁾ 等により一部修正された、1949年婚姻法 (Marriage Act 1949) の別表1に列挙

されている。⁽⁷⁶⁾ 禁止される親等は、必ずしも血縁に基づくもののみではない。親子間はもちろん婚姻が認められないが、その子が他者の養子となった場合でも、その子と生物学的な親との間では以前として婚姻が認められないだけでなく、養親と養子との間についても婚姻は認められない。ただし、1949年婚姻法では認められていなかった、いわゆる姻族間の婚姻については、1986年婚姻（婚姻が禁止される親等）法（Marriage (Prohibited Degrees of Relationship) Act ⁽⁷⁷⁾ 1986）および2007年1949年婚姻法（救済）命令（Marriage Act 1949 (Remedial) Order 2007）により、一定の条件を満たした場合に限り、認められるようになっていた。これらのことは、CPにおいても、全く同じである⁽⁷⁹⁾（別表1）が、CPに関しても近親間でそれを行うことを禁じた理由について、政府は、家族関係の信頼性と完全性を危険にさらさないよう保証することで、安定した家庭を支えるという目的に資するためである⁽⁸⁰⁾としている。

未成年者（18歳未満の者）が婚姻をする場合には親権者等の同意が必要となるが、⁽⁸¹⁾未成年者がCP登録する場合についても、同様の同意が要求される（第4条）。

婚姻の一方当事者が死亡しているであろうと信じる合理的な根拠が存在する場合であっても、婚姻関係が解消されていない限り、新たな婚姻関係を結ぶことはできない。そのような場合には、離婚判決を得る、または死亡推定および婚姻解消宣告判決を得る必要がある。⁽⁸²⁾ CPについても、同様の規定が第37条におかれている。

このようにみても、婚姻とCPの要件上の違いは、当事者の性別だけということがわかる。そして、その理由は、前項「成立の経緯」で述べた通りである。

なお、同性婚を認めている国または地域において婚姻した同性のカップルも、イギリスにおいては、CPとしてその関係が認められるに止まる。そのことに関して、同性婚が認められているカナダのBritish Columbiaにおいて婚姻した女性同士のカップルが、イギリスに転居し、職に就くにあつ

て、自らの婚姻関係がイギリス法に基づき有効であることの宣言、または同性間の婚姻を認めない1973年婚姻事件法が1998年人権法 (Human Rights Act 1998)⁽⁸³⁾ に違反する旨の宣言を求めた事件で、高等法院家事部は、ヨーロッパ人権条約の「婚姻の自由」がいう「婚姻」とは、伝統的な意味におけるそれであり、同性のカップルにCPを認める法を制定するといったイギリス議会の行為は、伝統的な婚姻の概念を変更することなく、同性愛者に法的権利を付与するという点において適切であったとし、訴えを退けた。⁽⁸⁴⁾

2.3.2 形式的要件および手続き

1753年のいわゆる Lord Hardwicke 婚姻法 (Marriage Act 1753)⁽⁸⁵⁾ 以降、婚姻を有効に成立させるためには、挙式を含めた所定の手続きを踏むことが必要とされるようになった。これは、婚姻を公示することによって、重婚等を理由とする「異議」を申し立てるための機会を提供することを目的とするものであった。この手続きについては、現在では、2つの方式が認められている。ひとつは、イギリス国教会の方式にしたがうものであり、もうひとつは、他の宗教・宗派または世俗的な方式で執り行われるもの、すなわち民事婚 (civil marriage) 方式である。

イギリス国教会方式にしたがって教会で式を挙げることを望む場合、婚姻を予定している当事者は、まず、次のいずれかの手続きを踏む必要がある。⁽⁸⁶⁾ すなわち、連続する3回の日曜礼拝において読み上げられる婚姻予告 (banns) を受ける、または、教会当局より一般許可状 (common licence)⁽⁸⁷⁾ もしくは Canterbury 大司教等によって発行される特別許可状 (special licence)⁽⁸⁸⁾、または登録監督官 (superintendent registrar) によって発行される婚姻許可証を取得することである。⁽⁸⁹⁾ そして、次に、聖職者によって執り行われ、2名以上の証人が列席する式を挙げなければならないが、式を司る聖職者は、当事者がかつて婚姻を解消しており、かつ、前の配偶者が生存している場合には、婚姻を認めることを拒否できる。⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾

民事婚方式にしたがう場合には、まずは、登録監督官の発行する婚姻許可

証を取得しなければならない。許可証の取得に先立って、当事者は、婚姻しようとしている地域の登録監督官に婚姻予告の通知をする必要があり、それに先立つ最低7日間は、その地域に滞在する必要がある。⁽⁹²⁾ また、通知から実際に許可証が発行されるまでには、15日間の婚姻予告の公示期間が設けられており、⁽⁹³⁾ 通知に際して、当事者は、氏名や住所といった公示される個人情報⁽⁹⁴⁾を提供しなければならない。両当事者が一緒にこれを行わなければならないわけではないが、本人が行う必要がある、また、通知に際しては、いかなる婚姻障碍も存在しないこと、住居がイギリスにあり、直前の7日間をそこで過ごしたこと、および当事者が未成年でありかつ婚姻歴がない場合には、親権者等の同意があることを記した宣誓書を提出しなければならない。⁽⁹⁵⁾ そして、民事婚の方式による場合でも、挙式は要求される。しかし、それは、世俗的であり、⁽⁹⁶⁾ かつシンプルなものである。つまり、民事婚を成立させるために最も重要な手続き上の要素は、いかなる婚姻障碍も存在していないことを認識している旨を当事者が宣誓し、互いに相手方を自らの夫または妻とすることを2名以上の証人の前で誓うことである。⁽⁹⁷⁾ 式は、登録官事務所 (Register Office) または挙式許可を取得している登録建造物 (registered building) において行われなければならないが、そのような建造物は、誰もが式に参加できるように開かれていなければならない⁽⁹⁸⁾、また、「宗教的礼拝のための集会所 (a place of religious worship)」として登録されている必要がある。⁽⁹⁹⁾ なお、現在では、1994年婚姻法 (Marriage Act 1994) 第1条により、一定の条件にしたがい、予め地方公共団体の許可を得ることによって、ホテルや城といった許可施設 (approved premises) においても挙式をすることができる。⁽¹⁰¹⁾

さて、婚姻とは異なり、CPの登録手続きには、イギリス国教会方式は存在せず、婚姻という民事婚に類した方式しか存しない。これは、すでに述べた成立の経緯を考えれば当然のことといえるが、2004年法は、宗教施設において登録手続きを行うことを禁じてもいた (第6条第(1)項)。ただ、基本的な手続きの流れは、民事婚と同じである。まずは、登録のための機関 (通常

はカウンティの参事会になる) に対して CP 登録の予告通知を行わなければならないが、少なくともその直前の 7 日間はイギリスに滞在している必要がある。また、通知を行う際には、CP 登録についていかなる障壁も存在していないこと、および住居がイギリスにあり、直前の 7 日間をそこで過ごしたことを記した宣誓書を提出しなければならない⁽¹⁰²⁾ (第 8 条)。その後、15 日間の公示期間を経る必要があるが、公示される情報は、当事者の氏名、生年月日、婚姻関係等の有無、職業、国籍および登録を行う予定の場所であり、民事婚の場合のそれとかわるところはない (第 10 条および第 11 条)。ただ、予告の公示に限らず、CP の当事者に関する個人情報の公開については、一部の同性愛者の希望とは相容れない部分があることは、政府のコンサルテーション・ペーパーも認めるところである。すなわち、同性愛者を差別する者からの攻撃等から身を守るためにも、どのような形であれ自己に関する情報が広く公開されることを望まない同性愛者は、少なからず存在するであろうということである。しかし、これに対して、コンサルテーション・ペーパーは、たとえば、予告の公示については、婚姻等の他の法的地位の正式な変動と同様に、異議を唱える機会を提供する目的のために必要な情報のみが公示されるなど、公開される情報は限定的であること、ならびに、CP が当事者に権利および義務を付与し、CP の当事者と国だけでなく CP の当事者と雇用主といったような第三者との関係にも影響を及ぼすものである以上、公的記録 (public record) とすべきであると述べている⁽¹⁰³⁾。

公示期間を経た後、なんら異議 (第 13 条) が申し立てられず、または、CP の実質的要件を欠く事実が明らかにならなかった場合には、当事者の求めに応じて、CP 登録が実施される地域の登録機関によって、CP 許可証 (civil partnership schedule) が発行される (第 14 条)。

原則として、CP が成立するのは、CP 登録官 (登録機関により指名されるが、通常は、婚姻の登録官と別の者が指名されなければならない理由はないであろう) および 2 名以上の証人の面前において、上記の手続きを経て発行された許可証に当事者の双方が署名をした時点となる (第 2 条第 (1) 項)。

許可証には、登録官および証人も署名する必要がある（第 2 条第(3)項）。ひとたび署名がなされた後は、登録機関は、速やかに当事者を登録簿に CP として記載する責務を負う（第 2 条第(4)項）。署名は、予告通知が記録されてから12箇月以内に行われなければならない、当事者の一方でも署名をしなかった場合には、その許可証も予告通知も無効となる（第17条第(3)項）。

上記の手続きは、登録機関または、予告通知において特定され、手続きに参加することを希望する誰でもが立ち入ることのできるよう開かれており、かつ、登録官が許可をした場所で行われなければならない。通知において特定する前の段階で登録官の許可を得ていない場合には、当該通知は無効となる（第 6 条）。

すでに述べたように、当初、2004年法は、署名を含む登録手続きが宗教施設で行われることを認めていなかった。また、婚姻の場合のように、当事者が定められた誓いの言葉を交わすことを CP 成立の形式的要件とはしておらず、むしろ、許可証に署名をする際に、宗教的な式を執り行うことを許していない（第 2 条第(5)項）。これらは、CP が宗教的な性質を有するものではなく、もっぱら世俗的なものであることを形式のおよび手続き的な面から保障しようとしたものといえる。しかし、実際のところ、2004年法は、宗教的な式を執り行うことに対してなんらかの制裁を定めているわけではなく、したがって、許可証への署名とは別の場所または別の時間において宗教的な式、とりわけ民事婚においても認められている誓いの言葉の取り交わしを行うことは、仮に両者がどれほど近接していたとしても、禁じられてはいないと考えられ、実際に多くのカップルがそのようにしているものと推測される⁽¹⁰⁴⁾。

2.3.3 効 果

CP 登録をしたカップルには、婚姻関係にあるカップルとほぼ同等の法的地位が認められる。まず、財政的な側面では、年金、税金の控除 (tax credit)、社会保障等につき、婚姻関係にある者と同等に扱われる（別表24

および別表25)。同様に、雇用主が被用者の配偶者に対して企業健康保険の利用を認めているのであれば、CP登録されている被用者のパートナーに対してもそれを認めなければならない。⁽¹⁰⁵⁾

CP解消の際の財産分与については、パートナーの一方または双方が利害を有する財産の増進につきなんらかの寄与をしている場合には、寄与したパートナーには財産の相応な分与が認められる(第65条)。これは、1970年婚姻手続きおよび財産法(Matrimonial Proceedings and Property Act 1970)第37条によって、婚姻関係にある者または婚約中の者には、すでに認められているものである。

パートナーが死亡した際には、残された配偶者と同じように、遺言が作成されていなくとも、財産の相続、賃借権の相続(第81条および別表8)、生命保険の受け取り等が認められる。また、パートナーの死亡が不法行為によるものである場合には、それに伴う経済的損失の補償、および近親者喪失損害賠償(bereavement damages)を求めることができる。⁽¹⁰⁶⁾

その他、ドメスティック・バイオレンスからの保護(第82条および別表9)、刑事事件におけるパートナーに不利な証言の拒否(第84条)なども、婚姻関係にある者と同様に認められる。

2.3.4 親権および養子

2004年法は、子との関係についても婚姻とCPを同等にする目的のために、関連する法律を改正する旨の規定をおいている。たとえば、CP登録の時点で一方当事者に子がいる場合、他方の当事者は、同意書(agreement)または裁判所命令によりその子に対する親権(parental responsibility)を取得できる(第75条)が、これは、再婚の時点で一方当事者に子がいる場合⁽¹⁰⁷⁾の手続きと同じである。⁽¹⁰⁸⁾

また、CP制度を有する他の国の多くが、パートナー登録をしたカップルが養子をとることを認めていないのに対して、イギリスにおいては、CP登録をしたカップルは、共同で養親となることができる。ただし、これは、⁽¹⁰⁹⁾

2005年12月に施行された2002年養子および子に関する法律の規定によるものである。そもそも、1976年養子法 (Adoption Act 1976)⁽¹¹⁰⁾ の規定によれば、2名の者が同時に養親として親権を得ることができるのは、既婚のカップルのみであり、未婚のカップルの場合には、どちらか一方しか親権を得ることができず、もう一方は、その子どもと同居する権利を与えられるに過ぎなかった。しかし、2002年養子および子に関する法律は、保護児童の数に比して養子縁組みの件数がきわめて少ない状況を改善することをひとつの目的としており、そのために、いわゆる事実婚のカップルのみならず、同性のカップルにも共同して養親となることを認めたのである。同法の第144条第(4)項は、次のように規定している。すなわち、

この法律において、カップルとは次の者をいう。

(a)号 既婚夫婦

(b)号 永続的な家族関係を築き、パートナーとして同居している2名の者（同性であると、異性であるとを問わない）

ただ、これまでのところ、人工授精とそれに基づく親子関係を規定した1990年人工授精・胚研究法 (Human Fertilisation and Embryology Act⁽¹¹¹⁾ 1990) が同性のカップルには適用されないので、論理的には可能であったとしても、CP登録をしたカップルが一定の手続きを踏まずに、子の出生の時点で自動的に「両親」となることはない。

2.3.5 CPの解消

婚姻関係の終了は、配偶者の死亡か、または裁判所の離婚判決もしくは婚姻無効判決に基づく他はない。CPについても、パートナーの死、CP解消または無効判決に基づかない限り関係を終了させることはできない（第1条第(3)項）。

1973年婚姻事件法第1条第(1)項は、「婚姻が復元の見込みのないまでに破綻していること」を離婚理由としているが、裁判所が「破綻している」と判断するためには、次の5つの要件のうち最低ひとつを満たしていなければな

らない。すなわち、

- ① 不貞があり、同居が耐えがたいと感じられていること
- ② 同居を合理的に期待し得ない行動があったこと（具体的には、暴力、有罪確定、習慣的飲酒、短気、怠惰などがこれに該当するが、さほど重大でない行為や不作為がこれに含まれることも少なくない）
- ③ 2年以上にわたっての遺棄
- ④ 2年以上継続して別居しており、相手方が離婚に同意していること
- ⑤ 5年以上の別居

⁽¹¹²⁾である。ただし、1984年婚姻および家事裁判手続法 (Matrimonial and Family Proceedings Act 1984) 第1条の規定により、婚姻後1年を経ない⁽¹¹³⁾離婚は認められない。

CPの解消も、原則として、離婚と同じである。すなわち、「パートナーシップが復元の見込みのないまでに破綻していること」が解消の要件である(第44条第(1)項)が、裁判所によって「破綻している」と判断されるためには、次の4つの要件のうち、最低ひとつが存在しなければならない。すなわち、

- ① 同居を合理的に期待し得ない行動があったこと
- ② 2年以上にわたっての遺棄
- ③ 2年以上継続して別居しており、相手方がCP解消に同意していること
- ④ 5年以上の別居

である(第44条第(5)項)。そして、登録後1年を経ないCP解消が認められない(第41条)ことも、離婚と同じである。唯一異なるのは、CP解消の事由に、不貞が含まれていないことである。これは、不貞が主として異性のカップルにおいて生じる概念であるところによる。しかし、政府見解によれば、不貞に類した行為、すなわち性的な不誠実 (sexual unfaithfulness) はCP解消の事由となる⁽¹¹⁴⁾ので、実際には、違いは存しないといってよい。

2.3.6 CP 登録の無効および取り消し

1857年までは裁判による離婚は認められておらず、議会の私法律 (private act) による方法以外では、婚姻無効の判決を得ることだけが、婚姻関係を終了させる手段であったが、現在では、特に、破綻主義の要素が導入された⁽¹¹⁵⁾1969年以降は、婚姻関係を終了させる手段として婚姻無効制度が果たす役割は相対的に少なくなってきた。いずれにせよ、1973年婚姻事件法第11条によれば、すでに述べた4つの実質的要件を満たしていない婚姻は無効となる。CPについても同様で、2004年法第49条に基づき、実質的要件を満たしていないCPは無効とされる。

表 2-1 離婚請求件数および婚姻無効請求件数の推移⁽¹¹⁶⁾

	1981年	1991年	2001年	2006年	2007年	2008年
離婚	176,162	179,103	172,341	147,236	136,187	128,837
婚姻無効	1,050	619	492	388	336	331

※2007年以降の数値には、CP 解消および無効の請求が含まれる。

次に、形式的要件を欠く婚姻およびCPの扱いであるが、婚姻の場合、ほとんどの形式的要件の瑕疵は、両当事者が瑕疵あることを認識していた場合を除いて、婚姻の有効性に影響を及ぼさない。1949年婚姻法第24条および第48条は、それぞれイギリス国教会方式および民事婚方式での婚姻手続きに関して、すでに挙式が行われた婚姻については、居住要件、必要な同意（未成年者の場合の親権者の同意等）、挙式が執り行われる建造物の登録等につき、それらが満たされていたことを立証する必要が当事者にはないことを規定している。すなわち、それらの要件になんらかの瑕疵が存する場合でも、常に婚姻が無効となるわけではないのである。同様に第25条は、教会以外の場所において婚姻予告がなされた場合や正当な婚姻予告や一般許可状が発行されていない場合などについて、また、第49条は、登録監督官に婚姻の予告通知がなされていない場合や婚姻許可証が発行されていない場合について、当事者がその事実を知り、かつ、それが婚姻を無効とすることを知っていた場合

に限り、婚姻が無効となることを定めている。CPに関する同内容の規定は、2004年法の第52条および第49条(b)項である。ただし、CPについては、当事者が証明する必要のない事項は、必要な同意が得られていること、および登録官が適切な者であることであり、また、当事者が認識していた場合にCPが無効とされるのは、予告通知、登録を行う場所の適切さ、および登録官立ち会いについて瑕疵がある場合である。

さらに、取り消しについては、1973年婚姻事件法第12条は、婚姻を取り消し得る事由として、

- ① 不能による性交 (consummation) の欠如
- ② 意図的な拒否に基づく性交の欠如
- ③ 強迫 (duress)、錯誤、責任能力を欠くこと (unsoundness of mind) 等による有効な同意の欠如
- ④ 婚姻時における精神疾患 (同意を与える能力とは無関係)
- ⑤ 婚姻時における伝染性の性病への罹患
- ⑥ 婚姻時に婚姻の相手方以外の子を妊娠していたこと

⁽¹¹⁷⁾を挙げている。一方、2004年法第50条は、婚姻とほぼ同じ事由に基づいてCP登録を取り消し得ることを規定しているが、CPについては、不能によるものであれ、意図的な拒否によるものであれ性交の欠如が取り消し事由にはなっていない。政府の基本的姿勢は、法的要件および効果において、CPと婚姻との間に大きな区別を設けないことではあったが、一方で、国教会等からの反対を招来しないためにも、CPから性交の要素を切り離し、CPは同性婚とは異なるのだとする必要もあり、このような区別を設けざるを得なかったということになる。

1973年婚姻事件法第13条第(1)項は、婚姻を取り消し得ることを知っている当事者が、取り消す意図がないかのように相手方をして信じせしめるように行動した場合であり、かつ、取り消しを認めることが相手方にとって不当と判断される場合には、裁判所が取り消しを認めないことを規定しているが、CPについては、2004年法第51条第(1)項がこれに該当する。また、同意の欠

如、精神疾患、性病および他者の子の妊娠については、婚姻の時点または CP 登録から 3 年という出訴期限が設けられている点も同じである (第 51 条第 (2) 項)。さらに、婚姻についても CP についても、取り消しを求める者は、婚姻または CP 登録の時点において、性病および他者の子の妊娠の事実について知らなかったことを立証しなければならない (第 51 条第 (6) 項)。婚姻については 1973 年婚姻事件法第 13 条第 (2) 項および第 (3) 項)。

婚姻が取り消された場合でも、1973 年婚姻事件法第 16 条により、取り消しが裁判所によって認められるまでは、婚姻は有効であるものとみなされるので、子は、嫡出子 (legitimate) として扱われる。一方、婚姻無効の場合には、1976 年嫡出子法 (Legitimacy Act 1976) および 1987 年家族法改革法 (Family Law Reform Act 1987) ⁽¹¹⁸⁾ の定めるところにより、人工授精の場合にあっては受精の時点で、そうでない場合には妊娠もしくは婚姻のうち時間的に後のものがなされた時点において、当事者の一方または双方が婚姻が有効であると合理的に信じていた場合に限り、子は、両親の嫡出子として扱われる。2004 年法は、取り消し得る CP 登録の効果について、1973 年婚姻事件法第 16 条と同じ規定を有している (第 37 条第 (3) 項) が、そもそも嫡出に関する規定をおいていないので、この点については婚姻と同じではない。

3. その後の展開

3.1 CP 登録件数の推移

2004 年法が施行された 2005 年 12 月 5 日から 2008 年末までの CP 登録件数をまとめたものが、次頁上の表 3-1 ⁽¹¹⁹⁾ である。

2007 年の CP 登録数は 2006 年のそれから 50% 近く減っているが、2006 年は、施行期間が 1 箇月もない 2005 年を除くと、実質的に CP 制度導入初年といえるので、他の年に比して登録件数が極端に多いと考えれば説明はつくだろう。2008 年には、2007 年よりさらに 20% 近く登録件数が減っており、同時期の婚姻件数の推移 (表 3-2) と比較しても、その減少幅は有意に大きい。

表 3-1 イギリスにおける CP 登録件数の推移 (2005 年-2008 年)

年	イギリス全体			イングランド			ウェールズ			スコットランド			北アイルランド		
	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士
2005	1,953	1,287	666	1,790	1,195	595	67	33	34	84	53	31	12	6	6
2006	16,106	9,648	6,458	14,383	8,718	5,665	560	285	275	1,047	580	467	116	65	51
2007	8,728	4,770	3,958	7,635	4,242	3,393	294	129	165	688	339	349	111	60	51
2008	7,169	3,824	3,345	6,276	3,399	2,877	282	137	145	525	245	280	86	43	43

とはいえ、これらは、制度の導入から実質 3 年分のデータに過ぎないので、傾向を把握するためには、もう少し経過を観察する必要があるだろう。なお、2008 年までの登録総数は、2010 年までに 11,000 件から 22,000 件の登録があるだろうとする政府の当初予想を、遥かに上回っていることを付記しておく。

表 3-2 イギリスにおける婚姻件数の推移 (2005 年-2008 年)

	イギリス全体	イングランド& ウェールズ	スコットランド	北アイルランド
2005	286,826	247,805	30,881	8,140
2006	277,611	239,454	29,898	8,259
2007	273,923	235,370	29,866	8,687
2008	270,403	232,990	28,903	8,510

制度導入からまだ間がないことは、CP 登録時点における当事者の平均年齢にも影響しているように思われる。すなわち、婚姻の当事者の平均年齢と比較した場合に、CP 登録の当事者の平均年齢が高いこと、および、大きな変化がみられない婚姻の当事者の平均年齢に対して、CP のそれが年々下がってきていること (表 3-3) の

表 3-3 CP 登録および婚姻
当事者の平均年齢
(2005 年-2008 年)

	CP		婚姻	
	男性	女性	男性	女性
2005	53.9	46.1	36.2	33.5
2006	47.0	43.6	36.4	33.7
2007	42.8	41.2	36.4	33.8
2008	41.8	40.0	36.5	33.8

原因も、制度が新しいことにあると推測される。

「CP 再登録」率については、大きな変化はみられない。CP 登録をした者のうち、2006年には男性で約10%、女性で約24%、2007年には男性で約11%、女性で約23%、2008年には男性で約11%、女性で約21%が、かつて婚姻⁽¹²⁰⁾をし、または CP 登録をしていた。

一方、CP 解消の件数は、表 3-4 の通りである。⁽¹²¹⁾

表 3-4 イギリスにおける CP 解消件数 (2008 年)

年	イギリス全体			イングランド			ウェールズ			スコットランド			北アイルランド		
	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士	合計	男性 同士	女性 同士
2008	180	64	116	154	56	98	12	5	7	14	3	11	—	—	—

※ 2007 年には、42 件 (男性同士 14 件、女性同士 28 件) の CP 解消が認められている。

すでに述べたように、離婚同様、CP 登録から最低でも 1 年を経過していなければ CP の解消は認められず、また、これも離婚同様、CP 解消の要件には別居や遺棄のように 2 年以上の時の経過を要素とするものがあることから、実質 2006 年から始まった CP の解消件数は、2008 年の段階でもまだかなり低い水準にあることが考えられる。したがって、同時期の離婚件数または離婚率と比較することには、あまり意味がないであろう。ちなみに、2007 年のイングランドおよびウェールズの離婚件数は 121,779 件、離婚率は 12% 弱、2008 年では 121,779 件で離婚率は 11% 強である。

3.2 宗教施設利用禁止の撤廃

これまでみてきたように、イギリス政府は、CP から性交という要素を切り離し、また登録手続きから宗教的な色彩を排除するなど、CP 制度と宗教的価値観とが抵触しないように、慎重に配慮していたといえることができる。そのため、イギリス国教会をはじめとする宗教組織からする、CP に対する表だつた強い反発はみられなかった。しかし、CP 制度の導入が、それら宗教組織に、ある種のとまどいをもたらしたことも事実である。イギリス国教会の主教会議 (House of Bishops) は、2004 年法が施行される前の 2005 年

7月25日に、教会内に混乱が生じぬよう主教教書 (pastoral statement) を発し、その中で、婚姻と性交に関する従来 of 教え、すなわち、「婚姻は、誠実で、献身的で、永続的かつ法によって認められた、男性と女性との間の関係であり、人間社会の安定と健全性の中心であり、また、引き続き子を育てるために最善の環境を提供するものである」こと、および性交は「誠実な親交であり、婚姻においてのみ、適切にあり得る」ことにかわりがない旨を明記し、さらに、2004年法は同性婚を導入する意図に基づくものではないとする政府見解を引いた上で、これまでの婚姻に関する法になら変更がないことを確認している⁽¹²²⁾。また、CP登録をしたカップルが形づくる関係の性質については、2004年法が完全にオープンであり、とりわけ、性的関係をもつ意図を基礎においていないことを強調している⁽¹²³⁾。その上で、教書は、次の3点について検討している。すなわち、CP登録を望む聖職者の扱い、CP登録をした平信徒の扱い、およびCPに対する祝福 (blessing) の是非である。第1の問題については、2004年法の規定ではCPが必ずしも性的関係を前提としているわけではない以上、その関係が聖職者たる者に適用される規準に抵触するものではない旨を当該の聖職者が保証する限り、CP登録をすることがすなわち教会の教えに反することにはならないとしながらも、CPの性質が、とりわけ公衆がそれをどう捉えるかが必ずしも明確ではないので、CP登録を望む聖職者は、慎重に決断すべきとしている⁽¹²⁴⁾。第2の問題については、すべての者に同じ規準が適用されるとする一方で、イギリス国教会は、禁欲生活を受容することができず、そのかわりに、誠実でかつ献身的な関係を築くことを選択した同性愛の信者を排除することを望まず、まして、2002年養子および子に関する法律により同性カップルの養子となった者は、その家族構成の如何に関わらず、無条件に受け容れられるべきであるとする⁽¹²⁵⁾。そして、最後に、CPに対する祝福の是非であるが、同性婚に関する神学的なコンセンサスが存しない以上、組織としてそれを支持することはできないとする、2003年の精霊降臨日における首席主教の教書を反映させる必要があるとして、否定的な結論に達している⁽¹²⁶⁾。

もちろん、すべての宗教・宗派が、CP に祝福を与えること含め、CP に積極的に関与することに否定的だったわけではない。2010年1月25日に、同性愛者である労働党貴族院議員の Lord Alli は、CP 登録手続きにおける宗教施設利用の禁止を撤廃すべく、2004年法から第 6 条第(1)項(b)号および第(2)項を削除する旨の規定を2010年平等権法案に加えるための修正動議を提案したが、その際、2009年7月に CP 登録手続きをその施設内で行うことを正式に認めたクエーカー教をはじめ、改革派ユダヤ教、メトロポリタン・コミュニティ・チャーチおよびユニテリアン派にも同様の動きがあることを明らかにした⁽¹²⁷⁾。この時は、そのような修正がなされればイギリス国教会に対する受け容れがたい圧力になるとする Winchester 司教および Chichester 司教らの反対にあい、修正動議は取り下げられたものの、その後、Salisbury 司教を含むイギリス国教会の聖職者の一部が、同性愛者が宗教的な婚姻と民事婚のいずれかを選択できるのに対して、同性愛者には一方しか認められないことは差別的であるとして、Lord Alli の修正を支持する旨を述べた書簡を The Times 紙に送付するなど、国教会内部でも意見が割れる状態となった⁽¹²⁸⁾。

結局、2010年3月2日、貴族院における2010年平等法案の委員会審議報告の際に、Lord Alli によって、再度修正動議が提出され、95対21の賛成多数で貴族院はこれを可決したのである⁽¹²⁹⁾。こうして2010年4月に成立した2010年平等権法 (Equality Act 2010)⁽¹³⁰⁾ は、その第202条において、2004年法第 6 条第(1)項(b)号および第(2)項を削除し、CP 登録手続きのために利用される施設の許可に関する規定を新設した (第6A条第(2A)項)。ただし、いかなる宗教組織も CP 登録手続きの実施を受け容れることを強制されないことがあわせて規定されている (第6A条第(3A)項)。

4. おわりに

全英社会調査センターの調査によると、CP 制度をどれほど正確に理解しているかについては、個人差があるものの、その大まかな内容については、

すでに広く知られるところとなっているようである。また、少なくとも、⁽¹³¹⁾CP登録をした同性のカップルは、税の控除などの財政的な面から、社会からの認知の面から、そして差別の減少という面から、制度導入によるポジティブな影響があったと考えているように見受けられる。⁽¹³²⁾ただ、CP制度が、婚姻と同程度に「普通」の制度となるには、もう少し時間を要するだろう。

- (1) CP制度のみならず、本項で論じた種々の点について、イングランドおよびウェールズとスコットランドおよび北アイルランドとでは制度が異なる。標題では「イギリス」という語を用いたが、それらの4地域すべてを扱うことは筆者の能力を超えているので、ここで扱われる制度は、イングランドおよびウェールズのそれであることをお断りしておきたい。
- (2) C. 33.
- (3) もちろん、同性愛者に対する世論の変化もその背景にある。全英社会調査センター (National Centre for Social Research) の調査によれば、成人の同性2人による性交を「どのような場合でも、またはだいたいにおいて良くない」と考える者の割合は、調査が開始された1983年には63%であったが、1987年にピークに達した後、減少に転じ、2010年には34%となっている。Siobhan McAndrew, *Religious faith and contemporary attitudes*, British Social Attitudes 26th Report (January 2010) 97-98. また、http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/8479624.stm も参照 (2010年6月16日アクセス)。
- (4) C. 10.
- (5) C. 9.
- (6) 保守党のこの考え方は、基本的に、2000年および2003年地方公共団体法案審議の段階でも、引き継がれていたといえる。646 *Hansard* (HL) [3 April 2003] col. 1537-1538.
- (7) C. 26.
- (8) たとえば、当時の地方自治大臣 (Minister for Local Government and the Regions)、Hilary Armstrong の発言に表れている。348 *Hansard* (HC) [11 April 2000] col. 213-214. 他にも、353 *Hansard* (HC) [5 July 2000] col. 343-344 など。
- (9) C. 22.
- (10) 法案段階では第91条。
- (11) 609 *Hansard* (HL) [7 February 2000] col. 449. *Local Government Act 2000*, s. 104.
- (12) 609 *Hansard* (HL) [7 February 2000] col. 483-485.

- (13) 651 *Hansard* (HL) [10 July 2003] col. 524-526.
- (14) Amendment No. 8.
- (15) 401 *Hansard* (HC) [10 March 2003] col. 90-93.
- (16) 2003年地方公共団体法は、2003年9月18日に国王の裁可を受け、第122条は、同年11月18日に施行された。
- (17) ただし、*Hansard* をみる限り、彼は、少なくとも、Amendment No. 8 には賛成票も反対票も投じていない。401 *Hansard* (HC) [10 March 2003] col. 90-93.
- (18) *The Guardian* [2 Jul 2009]. なお、David Cameron は、2000年地方公共団体法案の審議過程において、保守党のロンドン・スポークスマンの地位にありながら、第2A条の廃止に賛成票を投じ、当時の党首 William Hague にその職を解かれ、2001年の総選挙において労働党に鞍替えをした Shaun Woodward の選挙区、Witney を引き継いで、その時の総選挙において当選している。
- (19) 48 & 49 Vict. c. 69, s. 5. 正確に言えば、性交に同意できる年齢が規定されているのではなく、ある一定の年齢に達していない者との間にあっては、同意があっても性交が犯罪となることが規定されている（同意最低年齢に関する制定法は、これ以降のものすべて同様に規定している）。また、その主たる目的は、児童売春の防止にあるので、条文中に女性についての記述しか存しない。むろん、女性間の性交についての同意年齢が定められていることもない。
- (20) *Oxford English Dictionary* (2nd ed.) において、buggery は、異性間の異常性交にも使われる語である旨が記されているように、厳密に言えば、異常性交 (buggery, sodomy) と同性間の性交は同義ではない。異常性交に該当するような行為は、獣姦であれば男性でも女性でも、また肛門性交であれば異性間でも行えるからである。法律の規定をみると、1553年異常性交禁止法は、“buggery cōmyttid with mankynde or beaste” との文言を有し、1861年人身に対する犯罪に関する法律は、第61条から第63条までを「異常性交犯罪 (unnatural offences)」とした上で、第61条 (Sodomy and Bestiality) で “Whosoever shall be convicted of the abominable Crime of Buggery, committed either with Mankind or with any Animal, be liable . . .” と定めている。また、1956年性犯罪法が、第12条で “It is felony for a person to commit buggery with another person or with an animal” と規定する一方、男性間の性交を合法化した1967年性犯罪法では、その第2条 (Homosexual acts on merchant ships) の条文中に “for a man to commit buggery with another man” というフレーズをみいだすことができる。いずれにせよ、異常性交は、しばしば男性間の性交と同一視され、女性間の性交は無視されてきた。ただし、性交に限定されない同性愛行為を処罰の対象とする場合には、明確に「男性間」そののみが対象とされる。たとえば、1885年刑事法改正法第11条は、“Any male person who, in public or private, . . .

attempts to procure the commission by any male person of any act of gross indecency with another male person, shall be guilty..”と規定している。しかし、一方、1956年性犯罪法第13条の規定は、“It is an offence for a man to commit an act of gross between men. indecency with another man..”である。ちなみに、“sodomy”という語が、創世記に登場する、罪悪のために神によって滅ぼされた都市“Sodom”に由来することからも明らかのように、同性間の性交は宗教的な「罪」であると認識されていた。

- (21) 25 Hen. VIII c. 6.
- (22) 24 & 25 Vict. c. 100.
- (23) C. 60.
- (24) C. 33.
- (25) 238 *Hansard* (HC) [21 February 1994] col. 74.
- (26) *Id.*, col. 115-119. 労働党議員は、Bliar より首相の座を引き継いだ Gordon Brown、後に Greater London Authority の首長 (mayor) となった Ken Livingston など、その多くが賛成に回り (反対したのは38名)、保守党からは、後の党首 William Hague や11名の閣僚を含む43名が賛成に回っている。Hague と同じく後に保守党の党首を努めた Ian Duncan Smith と Michael Howard は、反対票を投じている。
- (27) *Id.*, col. 119-123. この修正が成立した背景には、1970年に成人年齢が18歳に引き下げられていることがあるだろう。
- (28) 16歳に引き下げる修正案 (Amendment No. 160A) は、71対245で否決され、21歳のままとする修正案は、113対176で否決された (正確には、18歳に引き下げる法案の規定、第139条を維持するかどうかについて決が採られ、176対113で可決された)。556 *Hansard* (HL) [20 June 1994] col. 47-49 and 58-60.
- (29) S. 145.
- (30) C. 44, s. 1.
- (31) 申請人である Sutherland は、申請時には18歳未満であった。16歳の時に同年齢の同性愛者と出逢い、性的関係をもったが、そのことにより訴追されたわけではない。ちなみに、1990年に同意年齢違反で訴追された同性愛者は455人で、うち342人が有罪とされ、1991年では、213人が訴追され、うち169人が有罪とされている。*Sutherland v UK*, Application No. 25186/94 [27 March 2001] ECHR 234 para. 11.
- (32) *Sutherland v UK*, Application No. 25186/94, Report of the Commission [1 July 1997] para. 67.
- (33) Amendment No. 14.
- (34) 314 *Hansard* (HC) [22 June 1998] col. 805-807.

- (35) 正確に言えば、庶民院の修正に反対する動議を賛成多数で可決した。316 *Hansard* (HL) [22 July 1998] col. 973-975.
- (36) ここに至る経緯については、*Sutherland v UK, op. cit. supra* note 31, para. 1-11.
- (37) 326 *Hansard* (HC) [1 March 1999] col. 808-810.
- (38) 599 *Hansard* (HL) [13 April 1999] col. 758-759. 正確には、内務大臣 Lord Williams of Mostyn から提出された第 2 読会を終了させる動議 “this Bill be now read a second time” (*id.*, col. 647) に対して、Baroness Young より “now” を削除し、かわりに “this day six months” を挿入するという動議が出されたもの (*id.*, col. 651)。
- (39) 345 *Hansard* (HC) [28 February 2000] col. 127-130.
- (40) 612 *Hansard* (HL) [11 April 2000] col. 91-167.
- (41) Baroness Young は、肛門性交の同意年齢を18歳に据え置く理由を、それがより大きな健康上のリスクを伴うからであるとする。したがって、彼女は、buggery には男性間の性交だけではなく、異性間の肛門性交も含まれるという立場をとる。そして、それが故に、同意最低年齢を高いままにしても差別的な扱いではないと主張する。619 *Hansard* (HL) [13 November 2000] col. 21-22.
- (42) *Id.*, col. 19-21.
- (43) *Id.*, col. 63-64.
- (44) 1 & 2 Geo. V c. 13 and 12, 13 & 14 Geo. VI c. 103.
- (45) 1911年および1949年議会法（以下、議会法と略する）によると、2 会期連続して庶民院で可決され、会期終了の少なくとも 1 月前までに貴族院に送付された法案が 2 度とも貴族院において否決された場合には、庶民院が他の方策をとらない限り、当該法案は、裁可を得るために国王に回付される。庶民院で 2 度可決された法案は、内容が同じものでなければならず、また、貴族院が法案を修正し、当該修正に庶民院が同意しない場合には、当該法案は、貴族院により否決されたものとみなされる。1998年犯罪および公共道徳違反法案について議会法が利用できれば、1 年早く同意最低年齢の引き下げが実現されたであろうが、1998年犯罪および公共道徳違反法案が貴族院により先議されていたため、議会法を利用することができず、政府としては、次年度会期に別の法案を、まずは庶民院に提出せざるを得なかったのである。
- (46) この制定法以前で貴族院の同意を得ていないのは、Government of Ireland Act 1914 (4 & 5 Geo. V c. 90), Welsh Church Act 1914 (4 & 5 Geo. V c. 91), Parliament Act 1949, War Crimes Act 1991 (c. 13), European Parliamentary Elections Act 1999 (c. 1) の 5 つ。
- (47) C. 42.

- (48) C. 50.
- (49) *Fitzpatrick v Sterling Housing Association Ltd* [1999] UKHL 42 para. 23-32.
- (50) *Id.*, para. 59.
- (51) *Id.*, para. 45.
- (52) 651 *Hansard* (HL) [14 July 2003] col. WA77.
- (53) House of Commons Library, *The Relationships (Civil Registration) Bill and the Civil Partnerships Bill*, Research Paper 02/17 (19 March 2002) 9-10. 婚姻していない50歳以下の女性のうち同棲している者の割合は、1976年では9%であったのに対し、2000年には30%になっている。また、非嫡出子として登録される子の割合は40%になるとされる。
- (54) House of Commons Library, *The Civil Partnerships Bill [HL] : background and debate*, Research Paper 04/64 (7 September 2004) 53.
- (55) Bill 36 2001-02.
- (56) HL Bill 41 2001-02.
- (57) 373 *Hansard* (HC) [24 October 2001] col. 321-326. 179対59の賛成多数で法案提出が認められている。
- (58) 375 *Hansard* (HC) [23 November 2001] col. 641.
- (59) House of Commons Library, *op. cit. supra* note 53, at 33.
- (60) *Burns v Burns* [1983] EWCA Civ 4 (26 July 1983).
- (61) The Law Society, *Cohabitation : The case for clear Law, Proposal for reform* (2002) 1.
- (62) *Id.*, at 45-46.
- (63) Women & Equality Unit, *Civil Partnership : A framework for the legal recognition of same-sex couples* (June 2003) 15.
- (64) Jacqui Smith は、次のような事実を指摘した上で、それらを「受け容れがたい」としている。政府の問題意識を端的に示している記述であるので、やや長くなるが以下にそのまま引用する。

「今日、安定しかつ相互的な関係のうちに生活をしている何千組もの同性のカップルが存在します。それらの関係は何年にもわたり、カップルは、お互いに世話をし、愛するパートナーを気かけ、そして、積極的に社会に参加しています。実際のところ、家族と同じやり方で生活をしています。そのカップルは、我々の家族であり、友人であり、同僚であり、また隣人であります。しかし、法がその関係を認めることは、めったにありません。

その [カップルの] 多くは、重篤な病に罹患しているパートナーを見舞うために病院を訪れることを拒否され、ふさわしい場所でパートナーの葬式に列席することを拒

否されてきました。婚姻関係にあるパートナーのみに留保されている職業上の手当を利用することができないことに気づいたカップルもいます。職業生活を通じてずっとお互いを金銭的に援助してきたカップルには、しばしば、年金受給の権利を取得する方法がありません。パートナーが遺書を残さずに突然なくなってしまった場合、悲観にくれる「残された」パートナーは、長年にわたって共有してきた家に住み続けること、または共有財産を相続することができないことに気づかされます。法に関する限り、これほど多くの領域において、同性間の関係というのは、全く存在しないことになっているのです」。 *Id.*, at 9.

- (65) Paul Mallender and Jane Rayson, *The Civil Partnership Act 2004, A Practical Guide* (2005) 2.
- (66) 662 *Hansard* (HL) [24 June 2004] col. 1362.
- (67) *Id.*, col. 1389-1390.
- (68) 660 *Hansard* (HL) [22 April 2004] col. 388.
- (69) 662 *Hansard* (HL) [24 June 2004] col. 1408-1409.
- (70) 663 *Hansard* (HL) [1 July 2004] col. 409.
- (71) *The Independent* [7 Nov 2004].
- (72) 426 *Hansard* (HC) [9 November 2004] col. 781-783.
- (73) *Id.*, col. 812-814.
- (74) 666 *Hansard* (HL) [17 November 2004] col. 1481-1483.
- (75) C. 72, s. 108(1) (a).
- (76) 12 & 13 Geo. VI c. 76.
- (77) C. 16, ss. 1(4) and (6).
- (78) SI 2007/438.
- (79) Sch. 1, s. 1. ちなみに、2004年シヴィル・パートナーシップ法の別表の規定は、1949年婚姻法の規定が父母、娘、息子といった語を使用しているのに対し、親、子のよう性別中立的なものとなっている。また、別表1に挙げられた姻族間でCPが認められる条件としては、当事者の双方が21歳以上であること、年齢の低い方の当事者が、18歳になる以前に相手方の家族の子 (child of the family) であった事実のないことなどがある。Sch. 1, ss. 2-3. 婚姻の場合の同様の規定は、*Marriage Act 1949*, ss. 1(2)-(5).
- (80) 661 *Hansard* (HL) [12 May 2004] col. GC129.
- (81) *Marriage Act 1949*, s. 3 and sch. 2.
- (82) *Matrimonial Causes Act 1973* (c. 18), s. 19.
- (83) C. 42.
- (84) *Wilkinson v Kitzinger* [2006] EWHC (Fam) 2022.

- (85) 26 Geo. II c. 33.
- (86) この方式による手続きについては、挙式を執り行うことのできる教会等に関する細かな規定が存在するが、この方式はCPには適用されないので、それらについての説明は省略する。
- (87) 教会に対して発行を求めるものであるが、内容および手続きにおいて、登録監督官の発行する許可証に類似している。 *Marriage Act 1949*, s. 16.
- (88) 1533年教会発行許可状法 (Ecclesiastical Licences Act 1533, 25 Hen VIII, c. 21) に基づいて発行される。この特別許可状による婚姻の場合には、挙式の時間および場所に関する制約がほとんどなくなる。入院施設より移動することのできない重篤な患者等に認められることがある。 *Marriage Act 1949*, s. 5.
- (89) *Marriage Act 1949*, s. 5.
- (90) *Id.*, s. 22.
- (91) *Matrimonial Causes Act 1965* (c. 72) s. 8.
- (92) *Marriage Act 1949*, s. 27.
- (93) *Id.*, ss. 31(4) and 4A. 1949年婚姻法の当初の規定では21日間であったが、最終的に1999年移民および難民法 (Immigration and Asylum Act 1999, c. 33) 第160条第(4)項および第(5)項に基づき、15日間とされた。この規定以外にも、民事婚の手続きの大部分が、1999年移民および難民法によって改定されている。
- (94) *Id.*, s. 27.
- (95) *Id.*, s. 28.
- (96) むしろ、宗教的な性質を有する手続きは認められない。 *Id.*, s. 45(2).
- (97) 1949年婚姻法第44条第(3)項は、誓いの言葉として、
 “I do solemnly declare that I know not of any lawful impediment why I, AB[宣誓者の氏名], may not be joined in matrimony to CD[相手の氏名]”
 を、契りの言葉として、
 “I call upon these persons here present to witness that I, AB[宣誓者の氏名], do take thee, CD[相手の氏名], to be my lawful wedded wife [or husband]”
 と述べることを求めている。これは、1996年結婚式 (法定宣誓文) 法 (Marriage Ceremony (Prescribed Words) Act 1996, c. 34) 第1条によって、それぞれ、
 “I declare that I know of no legal reason why I [name(宣誓者の氏名)] may not be joined in marriage to [name(相手の氏名)]”
 と述べるか、または、
 “Are you [name(宣誓者の氏名)] free lawfully to marry [name(相手の氏名)]?”
 という問いに対して、
 “I am”

と返答すること、および、

“I [name(宣誓者の氏名)] take you [or thee] [name(相手の氏名)] to be my wedded wife [or husband]”

と述べることでもよいとされている。

- (98) *Marriage Act 1949*, s. 44.
- (99) *Id.*, s. 41.
- (100) C. 34.
- (101) *Marriage Act 1949*, ss. 46A and 46B.
- (102) 婚姻の場合と異なり、未成年者に関する親権者等による同意についての規定は含まれていない。
- (103) Women & Equality Unit, *op. cit. supra* note 63, at 23-24.
- (104) Mallender and Rayson, *op. cit. supra* note 65, at 24. <http://www.civilpartnershipinfo.co.uk/#Differences> の The Ceremony & Registration の項目も参照 (2010年6月16日アクセス)。また、全英社会調査センターの調査報告書『同性カップルと立法上の変化の影響』からも誓いの言葉や指輪の交換が広く行われていることが推測できる。Martin Mitchell, Sarah Dickens and William O'Connor, *Same-Sex Couples and the Impact of Legislative Changes* (May 2009) 66-67.
- (105) Women & Equality Unit, *Civil Partnership : Legal recognition for same-sex couples*.
- (106) これについては、CP 登録をしたパートナーだけでなく、死亡者と 2 年以上、パートナーとして生活を共にしていた者にも認められる。*Fatal Accidents Act 1976* (c. 30), ss. 1-1A and *Administration of Justice Act 1982* (c. 53), s. 3(1).
- (107) parental responsibility の語は、1989年児童保護法 (Children Act 1989, c. 41) 第 3 条第(1)項によれば、「法により、子およびその財産に対して子の親が有するあらゆる権利、義務、権限、責任および権能をいう」と規定されているので、親権と訳しても問題ないであろう。
- (108) *Children Act 1989*, s. 4A. 2002年養子および子に関する法律 (Adoption and Children Act 2002, c. 38) 第112条により追加された規定。
- (109) すでに述べた CP または同性婚を認めている EU 加盟国の中で、養子を認めているのはオランダとデンマークだけであった。Women & Equality Unit, *op. cit. supra* note 63, at 15.
- (110) C. 36, s. 14.
- (111) C. 37, ss. 27-29.
- (112) *Matrimonial Causes Act 1973*, s. 1(2). これは、いわゆる「破綻主義」と「有責主義」の中間的形態といえる。純粋な破綻主義離婚制度を採用した1996年家族法に

- 関する法律 (Family Law Act 1996, c. 27) は、離婚に関する第 2 部が未だ施行されておらず、そのまま廃止される可能性が高い。House of Commons Library, *Divorce : repeal of Family Law Act 1996 Part II* (21 Apr 2010), SN/HA/1409.
- (113) C. 42. 1973年婚姻事件法第 3 条では、3 年とされていた。
- (114) 661 *Hansard* (HL) [15 May 2004] col. GC174-175.
- (115) Divorce Reform Act 1969 (c. 55) s. 2(1) (b).
- (116) Office for National Statistics, *Divorces : Petitions filed and decree granted* に基づき、著者が作成。オリジナルの表は、<http://www.statistics.gov.uk/stat-base/Product.asp?vlnk=14124> からダウンロード可能である (2010年 6月16日アクセス)。
- (117) 現在では、これに、2004年性別変更許可法 (Gender Recognition Act 2004, c. 7) に関連する取り消し事由 2 つが追加されているが、これについては別の機会に紹介することにする。なお、性交の欠如が離婚理由ではなく、婚姻取り消し事由とされているのは、性交によって婚姻が完成すると考えられてきたためである。2 & 3 Edw. VI c. 23.
- (118) C. 31, s. 1 and c. 42, s. 28(1).
- (119) この項の表は、Office for National Statistics, *News Release* 4 December 2006, 28 June 2007, 24 June 2008, 4 August 2009, *Civil Partnerships 2008 Statistical Bulletin*, *Civil Partnership Formations : Numbers and rates*, *Civil Partnership Formations : Data by area of formation*, *Civil Partnership Formations : Data by age at formation*, *Civil Partnership Formations : Data by previous legal partnership status*, *Civil Partnership Dissolutions : Numbers and data by age at dissolution*, *Marriage, Divorce and Adoption Statistics - Series FM2 2007*, *Series FM2 2006*, *Series FM2 2005*, *Historic marriage tables*, *Historic divorce tables* に基づいて、筆者が作成した。上記の資料およびデータはすべて、<http://www.statistics.gov.uk/> から入手することができる (2010年 6月16日アクセス)。
- (120) イギリス以外の国において CP 登録をした 6 名を含む。Office for National Statistics, *News Release* (28 June 2008) 3 (note 8).
- (121) なお、2008年 8月 7日、イギリスの同性愛系ニュース・サイトの The Pink News は、裁判所事務局 (Her Majesty's Court Service) からの情報として、2006年12月から2008年 7月28日までの間に、裁判所に提出された CP 解消申請は245件であり、そのうち108件につき、裁判所は CP の解消を認めた旨の記事を配信している。<http://www.pinknews.co.uk/news/articles/2005-8638.html/> (2010年 6月16日アクセス)。司法統計に基づく確認を試みたが、司法統計では離婚と CP の解消が区別されていないため、確認できなかった。

- (122) *Civil Partnerships - A pastoral statement from the House of Bishops of the Church of England* (25 July 2005) para. 2-4 and 8.
- (123) *Id.*, para. 11.
- (124) *Id.*, para. 19-22.
- (125) *Id.*, para. 23-25.
- (126) *Id.*, para. 16-18.
- (127) 716 *Hansard* (HL) [25 January 2010] col. 1199.
- (128) *The Times* [23 Feb 2010]. <http://www.timesonline.co.uk/tol/comment/faith/article7037062.ece>. 手紙の全文は <http://www.timesonline.co.uk/tol/comment/letters/article7036547.ece> (2010年6月16日アクセス).
- (129) 717 *Hansard* (HL) [2 March 2010] col. 1425-1440. ここでもイギリス国教会は分裂した。現役の司教では、Newcastle 司教が賛成に回り、Bradford 司教は反対票を投じた。一方、元 Oxford 司教である Lord Harries は賛成に、元 Armagh 大主教の Lord Eames は反対に回った。
- (130) C. 15.
- (131) Mitchell, Dickens and O'Connor, *op. cit. supra* note 104, at ii.
- (132) *Id.*, at viii-x.